

写

福国連協発第5号

令和6年1月12日

福生市長 加藤 育男 様

福生市国民健康保険運営協議会

会長 池和田 次久

福生市国民健康保険税の賦課方法の見直しについて（答申）

令和5年7月27日付け、福市保発第114号で諮問があったことについて、次のとおり答申する。

1 諒問事項

福生市の国民健康保険に加入している世帯の世帯主に対し課する令和6年度以降の福生市国民健康保険税の税率等の見直しについて

2 協議会の結論

福生市の国民健康保険の現状を分析した結果、法定外繰入の段階的な解消、削減へ向けた対応を図るため、令和6年度からの福生市国民健康保険税の税率等の見直しについては、次のとおり改定することが適当と判断する。

区分 年度	医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
令和5年度	5.00%	27,000円	2.17%	12,800円	1.73%	13,500円
令和6年度	5.39%	29,700円	2.25%	13,200円	1.79%	14,000円

3 協議会の判断の理由

(1) 福生市の国民健康保険の現状は、医療の高度化などに伴い、1人当たりの医療費は年々増加している。また、低所得者の割合が高いといった構造的な課題に加え、被用者保険の適用拡大や後期高齢医療制度への移行により被保険者数が減少していることから、国民健康保険税の調定額については減少傾向にあり、多額の法定外繰入により財政運営を維持する厳しい状況が続いている。

(2) 東京都から示されている国民健康保険運営方針において「一般会計からの法定外繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、国保加入者以外の住民にも負担を求めることになる。このため、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金等の解消・削減すべき赤字について、計画的・段階的な解消・削減が図られるよう取り組む必要がある。」とされている。また、各区市町村の納付金の算定に当たっては、「令和12年度までに医療費指數反映係数を0とする納付金ベースにおける統一を目指すこと」としている。

(3) 福生市国民健康保険特別会計における法定外繰入は令和4年度決算では5億7,500万円となっている。また、国民健康保険事業費納付金は、令和4年度以降増加傾向にあり、東京都から示される標準保険税率と現行の福生市の保険税率の乖離が大きいのが現状である。法定外繰入の段階的な解消・削減に向け標準保険税率に近づけるよう税率の改定を進めていく必要がある。

4 意見

(1) 国民健康保険事業費納付金や標準保険税率の動向等を注視し、賦課方法については2年ごとに検証すること。ただし、社会情勢の変化等があった場合は遅滞なく本協議会に情報提供し、必要に応じて税率等の見直しをされたい。

(2) 財政健全化を図ることは、将来の安定的な国保運営に大切なことであるため、次世代に負担を先延ばしすることのないよう、計画的、段階的に法定外繰入の解消が図られるよう、実効性のある取組を進めること。

(3) 法定外繰入の解消、削減に当たっては、税率の見直しは必要だが、社会情勢の変化に伴う物価上昇や被保険者の経済状況等に留意されたい。

(4) 福生市国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の展開により、被保険者の健康づくりと医療費適正化をより一層推進すること。また、特定健診検査・特定保健指導の受診率の向上を図り、生活習慣病等の予防及び早期発見、早期治療により被保険者の健康の保持、増進に努めること。

令和7年度保険税率と標準保険税率の比較

		令和7年度 保険税率(A)	令和7年度 標準保険税率(B)	差 (B-A)
医療分	所得割 (%)	5.39	7.58	2.19
	均等割 (円)	29,700	46,360	16,660
後期支援分	所得割 (%)	2.25	2.85	0.60
	均等割 (円)	13,200	17,152	3,952
介護分	所得割 (%)	1.79	2.36	0.57
	均等割 (円)	14,000	17,150	3,150
医療+後期+介護	所得割 (%)	9.43	12.79	3.36
	均等割 (円)	56,900	80,662	23,762

標準保険税率の推移

		令和6年度 標準保険税率	令和7年度 標準保険税率	増 (B-A)
医療分	所得割 (%)	8.35	7.58	-0.77
	均等割 (円)	50,335	46,360	-3975
後期支援分	所得割 (%)	2.91	2.85	-0.06
	均等割 (円)	17,101	17,152	51
介護分	所得割 (%)	2.40	2.36	-0.04
	均等割 (円)	17,452	17,150	-302
医療+後期+介護	所得割 (%)	13.66	12.79	-0.87
	均等割 (円)	84,888	80,662	-4,226

令和7年度確定係数に基づく標準保険税率と各市の税率差

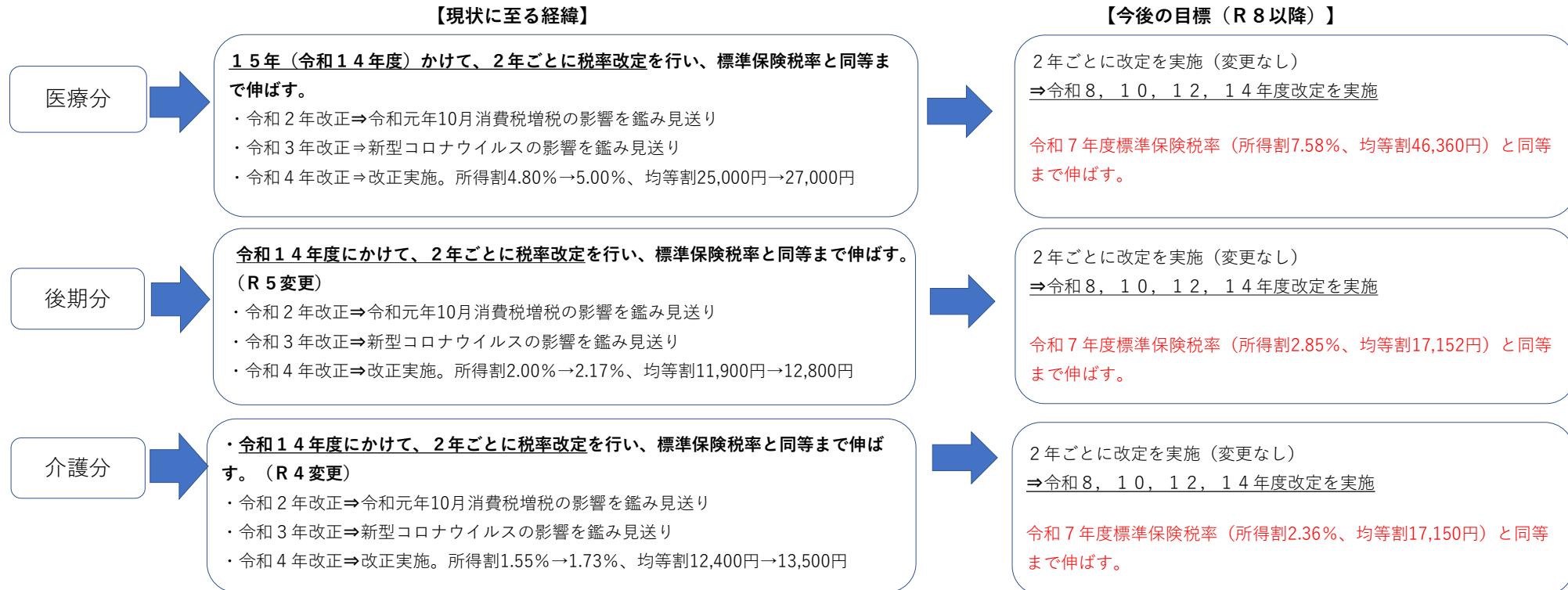
資料 6－3

	② 区市町村標準保険料率(2方式)						合計 医療+後期+介護 ①		令和7年度税率 ②		差(乖離) ①-②		26市順位	
	医療分		後期支援金分		介護納付金分		所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)								
東京都	7.98	48,804	2.93	17,638	2.38	17,310	13.29	83,752	-	-	-	-	-	-
八王子市	7.13	43,611	2.77	16,690	2.25	16,377	12.15	76,678	12.98	80,200	-0.83	-3,522	26	26
立川市	7.94	48,563	2.89	17,396	2.37	17,256	13.20	83,215	10.62	58,700	2.58	24,515	14	10
武蔵野市	7.68	46,966	2.92	17,583	2.37	17,273	12.97	81,822	9.22	55,900	3.75	25,922	3	7
三鷹市	7.23	44,251	2.84	17,106	2.32	16,906	12.39	78,263	10.00	54,200	2.39	24,063	16	11
青梅市	7.45	45,585	2.97	17,926	2.48	18,040	12.90	81,551	10.27	58,100	2.63	23,451	13	13
府中市	7.89	48,292	2.95	17,767	2.39	17,388	13.23	83,447	8.33	41,000	4.90	42,447	1	1
昭島市	7.64	46,721	2.84	17,131	2.35	17,084	12.83	80,936	9.55	53,500	3.28	27,436	6	6
調布市	7.67	46,906	2.91	17,551	2.38	17,325	12.96	81,782	9.25	51,300	3.71	30,482	4	4
町田市	7.70	47,102	2.84	17,143	2.31	16,842	12.85	81,087	10.94	67,500	1.91	13,587	19	23
小金井市	7.11	43,522	2.86	17,225	2.32	16,853	12.29	77,600	10.59	58,000	1.70	19,600	21	17
小平市	7.31	44,711	2.84	17,147	2.31	16,803	12.46	78,661	10.15	55,800	2.31	22,861	17	15
日野市	7.56	46,258	2.87	17,318	2.32	16,858	12.75	80,434	10.00	61,500	2.75	18,934	10	20
東村山市	7.53	46,071	2.91	17,521	2.37	17,235	12.81	80,827	11.10	70,300	1.71	10,527	20	25
国分寺市	7.32	44,772	2.86	17,230	2.33	16,941	12.51	78,943	11.02	60,000	1.49	18,943	22	19
国立市	6.72	41,115	2.83	17,047	2.30	16,717	11.85	74,879	9.15	41,000	2.70	33,879	11	2
西東京市	7.61	46,534	2.96	17,852	2.38	17,287	12.95	81,673	8.73	52,400	4.22	29,273	2	5
福生市	7.58	46,360	2.85	17,152	2.36	17,150	12.79	80,662	9.43	56,900	3.36	23,762	5	12
狛江市	6.89	42,171	2.83	17,086	2.30	16,716	12.02	75,973	9.46	52,800	2.56	23,173	15	14
東大和市	6.68	40,842	2.82	16,977	2.29	16,653	11.79	74,472	12.37	63,600	-0.58	10,872	25	24
清瀬市	7.82	47,807	2.87	17,313	2.31	16,840	13.00	81,960	9.83	51,000	3.17	30,960	8	3
東久留米市	7.60	46,492	2.85	17,148	2.33	16,941	12.78	80,581	10.14	66,600	2.64	13,981	12	22
武蔵村山市	7.81	47,789	2.91	17,546	2.37	17,262	13.09	82,597	10.91	60,700	2.18	21,897	18	16
多摩市	7.55	46,172	2.90	17,472	2.37	17,255	12.82	80,899	9.94	55,200	2.88	25,699	9	8
稻城市	7.26	44,394	2.92	17,574	2.33	16,954	12.51	78,922	9.29	59,700	3.22	19,222	7	18
あきる野市	6.92	42,327	2.86	17,252	2.34	17,026	12.12	76,605	10.88	60,000	1.24	16,605	23	21
羽村市	7.01	42,900	2.84	17,093	2.29	16,669	12.14	76,662	10.91	51,600	1.23	25,062	24	9

《現状整理》

東京都に提出している財政健全化計画において、平成30年度から令和14年度まで、15年かけて税率を改定し、国保財政の健全化を図り、赤字を削減し解消することとしている。

《国民健康保険運営協議会における協議》



《試算パターン》

上記を踏まえ、試算を実施した。※いずれも期間の延長は行わず、15年間（平成30年度から令和14年度）で解消するものとする。

(1) 令和8年度から、伸び率を一定とし、医療分、支援分、介護分とも4回改定。

※令和6年度に税率改定を実施したため、伸び率の調整は行わない。

モデルケース

- ① 夫（40歳・年収320万円（所得2,160,000円））、妻（40歳・年収0円）、子供1人（就学児）
- ② 主（70歳・年収年金200万円）、妻（70歳、年金収入60万円）

試算パターン（1）

R7標準税率

15年間で赤字解消		29年度	30年度 改定	令和元年度	2年度	3年度	4年度 改定	5年度	6年度 改定	7年度 現行	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度 標準税率
医療分	所得割（%）	4.70	4.80	4.80	4.80	5.00	5.00	5.39	5.39	5.94	5.94	6.49	6.49	7.04	7.04	7.58	
	均等割（円）	24,000	25,000	25,000	25,000	25,000	27,000	27,000	29,700	29,700	33,900	33,900	38,100	38,100	42,300	42,300	46,360
後期支援分	所得割（%）	1.80	2.00	2.00	2.00	2.17	2.17	2.25	2.25	2.40	2.40	2.55	2.55	2.70	2.70	2.85	
	均等割（円）	11,000	11,900	11,900	11,900	12,800	12,800	13,200	13,200	14,200	14,200	15,200	15,200	16,200	16,200	17,152	
介護分	所得割（%）	1.30	1.55	1.55	1.55	1.73	1.73	1.79	1.79	1.93	1.93	2.07	2.07	2.21	2.21	2.36	
	均等割（円）	11,000	12,400	12,400	12,400	13,500	13,500	14,000	14,000	14,800	14,800	15,600	15,600	16,400	16,400	17,150	
合計	所得割（%）	7.80	8.35	8.35	8.35	8.90	8.90	9.43	9.43	10.27	10.27	11.11	11.11	11.95	11.95	12.79	
	増減（%）	-	0.55	0.00	0.00	0.55	0.00	0.53	0.00	0.84	0.00	0.84	0.00	0.84	0.00	0.84	
	均等割（円）	46,000	49,300	49,300	49,300	49,300	53,300	53,300	56,900	56,900	62,900	62,900	68,900	68,900	74,900	74,900	80,662
	増減（円）	-	3,300	0	0	4,000	0	3,600	0	6,000	0	6,000	0	6,000	0	5,762	
税収額（千円） R7試算結果		-	-	-	-	-	-	-	993,565	1,085,489	1,085,489	1,176,576	1,176,586	1,266,422	1,266,422	1,356,330	
增收額（千円） R7試算結果		-	-	-	-	-	-	-	0	91,924	0	91,087	0	89,836	0	89,908	
伸び率（%）		-	-	-	-	-	-	-	0.0	9.3	0.0	8.4	0.0	7.6	0.0	7.1	
決算値現年分		1,109,856	1,146,815	1,074,798	1,045,519	1,029,580	1,116,737	1,009,067	1,048,010								

モデルケース	①年税額（円）	0	279,955	279,955	279,955	279,955	300,370	300,370	319,839	319,839	351,571	351,571	383,303	383,303	415,035	415,035	446,103
	①増減額（円）	-	279,955	0	0	20,415	0	19,469	0	31,732	0	31,732	0	31,732	0	31,068	
	①伸び率（%）	-	-	0.0	0.0	0.0	7.3	0.0	6.5	0.0	9.9	0.0	9.0	0.0	8.3	0.0	7.5
	②年税額（円）	0	68,860	68,860	68,860	68,860	73,499	73,499	78,808	78,808	87,298	87,298	95,788	95,788	104,278	104,278	112,533
	②増減額（円）	-	68,860	0	0	4,639	0	5,309	0	8,490	0	8,490	0	8,490	0	8,255	
	②伸び率（%）	-	-	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	7.2	0.0	10.8	0.0	9.7	0.0	8.9	0.0	7.9

⇒①夫（40歳・年収320万円（所得2,160,000円））、妻（40歳・年収0円）、就学児1人

⇒②主（70歳・年金収入200万円）、妻（70歳・年金収入60万円）

資料 6—5

国民健康保険税の今後の動向について

※資料は、国保新聞より抜粋

(1) 保険料水準の統一について

保険料水準統一の目標年度等（各都道府県の国保運営方針から）

	納付金ベースの統一		完全統一	
～令和 5 年度	三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県	6	—	
令和 6 年度	北海道、群馬県、埼玉県、長崎県、香川県、高知県	6	大阪府、奈良県	2
令和 7 年度	青森県	1	—	
令和 8 年度	宮城県	1	—	
令和 9 年度	神奈川県、和歌山県、佐賀県、熊本県、大分県	5	滋賀県	1
令和 10 年度	栃木県、福井県	2	—	
令和 11 年度	岩手県、山形県、福島県、千葉県、岐阜県、愛知県、徳島県、愛媛県	8	福島県、大分県	2
令和 12 年度	東京都、富山県、山梨県、長野県、静岡県、山口県	6	北海道、青森県、埼玉県、福井県、山梨県、兵庫県、和歌山県、高知県、佐賀県、熊本県	10
令和 13 年度	—		—	
令和 14 年度	—		—	
令和 15 年度	秋田県、鹿児島県	2	群馬県	1
令和 16 年度	—		—	
令和 17 年度	—		—	
令和 18 年度	—		神奈川県、香川県	2

(2) 子ども・子育て支援金制度の概要について

○政府や、支援納付金対象費用に充てるため、令和 8 年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負う。

○医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

○医療保険者制度の取り扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国保等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。
※国保は、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講じる。

年収別の子ども・子育て支援金（令和10年度、月額）

【市町村国保】

（夫婦子1人の3人世帯、夫の給与収入のみ）

年収	加入者一人当たり
400万円	550円
600万円	800円
800万円	1,100円

年収（軽減割合）	加入者一人当たり（1世帯当たり）
80万円（7割軽減）	50円（150円）
160万円（5割軽減）	200円（550円）
200万円（2割軽減）	250円（800円）
300万円（2割軽減）	400円（1,200円）